

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等防止に関する方針

当金庫は、子会社及び子法人等を含む当金庫グループにおけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の防止（以下、「マネー・ローンダリング等防止」という）に向けて、適用される関係法令等を遵守するとともに、基本方針を以下の通り定め、一元的な内部管理態勢を構築してまいります。

### 1. 運営方針

マネー・ローンダリング等防止の重要性を認識し、経営陣の主導的関与のもと、マネー・ローンダリング等防止のための態勢とコンプライアンス・プログラムを整備し、強化を図ります。

### 2. 組織態勢

マネー・ローンダリング等防止の責任者及び主管部署を定め、関係部署との適切な連携、協働のもとで組織横断的に対応します。

### 3. リスクベース・アプローチによる管理

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、自らが直面しているリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。また、リスクの特定・評価及び低減措置については定期的に見直しを行い、実効性を確保します。

### 4. 顧客の管理方針

顧客の取引時確認等に際して適切な顧客管理措置を講じるとともに、定期的に顧客情報及び取引実態の調査・分析等を行い、継続的な顧客管理に取り組みます。

### 5. 疑わしい取引の届出

日常的な取引モニタリング等において検出された「疑わしい取引」を適切に処理し、当局に対して速やかに届け出る態勢を構築します。

### 6. 資産凍結等経済制裁措置

国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結の措置を適切に実施します。

### 7. 役職員研修

継続的な研修を通じて、マネー・ローンダリング等防止に係る知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

### 8. 内部監査

マネー・ローンダリング等防止の状況について定期的に内部監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる態勢の改善に努めます。